

令和6年第11回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年11月7日(木) 13時31分から14時38分

2. 開催場所 保健福祉センター2階大ホール

3. 出席委員 (16名)

会長 19番 原 心一

会長職務代理

委員

1番 山内 茂	4番 藤原 新市	5番 堤 昭雄
6番 竹村 純吉	7番 三谷 富重	8番 西村 広幸
9番 三木 克司	10番 岡本 博臣	11番 竹平 豊久
13番 森田 良彦	14番 上島 陽子	15番 五百蔵 純太
16番 門脇 義人	17番 岡田 修一	18番 宗石 大輔

4. 欠席委員 (3名)

2番 山崎 彰 3番 小松 和啓 12番 西岡 久

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案	第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	第2号	農地法第3条の規定による許可取消について
	第2号	非農地証明願いについて
	第3号	農地法第18条第6項解約通知報告について
	第4号	農地法第5条の規定による届出について
	第5号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
	第6号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	和田 雅充
事務局次長	岡村 昭彦
事務局主幹	高月 陽生
農地班長	恒石 政志
農地係長	沖 好子

7. 会議の概要

事務局	開会(13時31分) それではただ今から、令和6年第11回の農業委員会総会を開催致します。香美市農業委員会会議規則 第3条 会長は、議長となり、議事を整理する。となっておりますので、議長を会長にお願いします。
議長	皆さん、こんにちは。やっとうすっかり涼しくなってきましたね、秋を通り越したような感じもするわけですが、それぞれ皆さん方お忙しい中をご出席いただきまして有難うございます。 先程話がありましたように、後、市長との懇談会ということも予定しておりますし、その他の件の中でですね、いよいよ年末になりましたので毎年忘年会

は実行してますので、今年も12月の定例会のあと、忘年会も行いたいというふうな考えも持ってますのでそのことについてもですね、事務局の方からまた、ご説明いただきたいと思います。

本題の11月の定例会に入っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

今日ですね、議事録の署名人を指名をさせていただきます。竹平委員と森田委員をお願いしますのでよろしくお願いします。なお、委員の中で欠席届けが出ておりますのが、山崎委員、そして小松委員、西岡委員からですね、欠席届けが出ておりますのでご報告を致しておきます。それでは議案に入りたいと思いますのでよろしくお願いします。

事務局

それでは議案の第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてです、案件は8件となっております、事前にお配りしている調査書をご確認のうえですね、ご審議いただけたらと思います。

それでは1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町南組の農地6筆で合計面積5,779㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は1です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町山田島の農地1筆で面積1,563㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は2です。

3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町山田の農地3筆で合計面積1,348㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は3です。

4番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町加茂の農地6筆で、合計面積1,356㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は4です。

5番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は香北町吉野の農地4筆で、合計面積は429㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は5です。

6番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は香北町吉野の農地3筆で、合計面積は2,199㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は6です。

7番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は香北町吉野の農地2筆で、合計面積は962㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は7です。

8番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町谷相の農地16筆で、合計面積は6,893㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は8です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。以上です。

議長

はい、以上、議案第1号につきまして、説明がありましたので、ただ今より質疑を行いたいと思います。ご質問がある方は挙手をお願いしたいです。

はい、岡田君。

委員(17番)

1番なんですけど、これ作る人が[]からやけど、通ってくるの。[]って書いてますけど。えらい遠方やき。ちょうどうちこれ近くで作ってますき。それと僕が知ってる限り、ずっと牧草やっただ、種もたっぶり落ちてると思うんですけど、野菜はちょっと失礼なけど心配はしてます。

事務局

すいません、その耕作計画の方では野菜をとということで、申請が上がってきてます。それと住所も[]ということで[]から通ってくることで、そして野菜、水稻もあります。

委員(17番)

ちょうど、あのう資料の1-3の③の隣の辺りに、このハウスはこれはうちのハウスなので来たらしいいろいろ聞きたいと思います。はい。

事務局から説明がありましたが、[]というところからですね、出て

きて経営をされるというふうに思います。■■■の方の農地の耕作放棄地じやいうのはもう調査してくれちゅうと思うんで、そっちは問題無いと思いますけど、近隣で作られる人、作りゆう人としては心配な点もあろうかと思しますので、十分に管理がされないようであればですね、農業委員会としても何とか手を打たないかんと思いますので、是非、心配な事項があったら委員会の方に言っていただきたいというふうに思います。■■■の方にも土地がたくさんあろうと思うけれども、やっぱりこの知り合いとかいうふうなことがあって、こういうことになっちゅうかもわかりませんが、田5筆、畑1筆作るという思いの中でですね、やられると思って、まあ値段も安いということで、それを目当てに、まあ言うたら財産の清算人というか弁護士という人が入っちゅうがですかね、若干のいろいろトラブルがあったりせんとか弁護士が入ったりせんと思いますので。

事務局 ■■■は一番■■■の手前ですき、車で1時間ばああったら来れると思いますけどね。

議長 まあ、そういうことです。それから3番のですね、資料の3を見ていただいたらわかると思います。地図で見ると切り図はですね、非常にまとまった3筆であって、真四角なところであるわけですが、買われる人がその隣で耕作をしておるということです。それから車もですね、なかなか入れるような怪四がいつぱいいつぱいで途中からは入れんようなところですよ。ただ自分の土地を通って行けば通れると思いますし、それからもう何年も耕作放棄地になって竹が若干こう入ってくるような状況になって、■■■さんもですね、退職をして自分で今もこの周辺で作っています。なかなか世話ができるというたらおかしいですけど、石を拾うのも大変で石を拾って隅へ集めたりしてですね、農地をちょっとでも作りやすいようなことにせなあいかんという思いもあるかもわかりませんが、まあ、頑張ってやっています。

委員（8番） あっこな、話はちょっと別になるけどよ、■■■さんがよ、八王寺の公民館のよ、東側の。」

議長 下段かよ。

委員（8番） そうそう。

議長 はい。

委員（8番） あれも弁護士が入ってやりよったわね。今草ぼうぼうやけどよ。

議長 けど、買うちゃあせんろう。

委員（8番） あれも買いたいとはい言いよったけどよ、あれも、これ委員会へ出んきよ、あこを買う方がましやと思うたら、この山手の方を買うたきよ。

議長 まあ、自分の作りゆう土地の隣ということで買うと、まあ金額的にもですね、10a、5万円ですので、買いやすいよね。

委員（8番） 売った人はんにんしゅうね。

議長 売った人は、この■■■さんも大阪の方に出ていますので、ここもあのう杉田ダム土地改良区水代その2万円を払うのにもすったかもんだかって大喧嘩もしたという話やけれども、どうしても払わなあいかん。

委員（８番）	水の面も悪いしね。
議 長	そういうこと。まあいうたらここ末端みたいなところよね。水が上で使われて使われたら下までこんというふうな状況でまず稲を作るということにはならないと思います。
委員（８番）	トラクターも太いがは入らんしね。
議 長	稲を作らんっていうて野菜へかける水を使いたいと思ってももう全然こんと 思います。それも覚悟のうえやと思ってますので、こんなこと言われんけん ど、趣味の域で作らんとよね、これへ実際に野菜で儲けて売っちゃうじやいう 考えじゃあ、ちょっとならんかもわからん。まあ将来的にしきびとか櫛とか植 えりゃあ、問題はないかもわからんけど、何とも言えません。あもう、ここ はね、奥さんのお里のすぐ近くでして、家の北で、八王寺というて赤い字で書 いちゅうけれども、その南に家が何件かありますが、このうちの■■■■■■■■■■ 姓で、その姓が奥さんのお里です。
委員（８番）	前非農地が出たわね。
議 長	そんなことでここへ農機具を置いたり、車を置いたり、作業場の拠点にここ はなっちゅうんで、たまたまこの土地があつてですね、買われたというふうに 思います。
委員（８番）	この３筆の前のトラクターでたたいちゅうところは■■■■■■■■■■さんが持つ て、それもトラクター、道が入る一杯のトラクターをようよう買うて、それで 世話しよった。前は何人もあつておつて１年やったらもう水が無いき、辞め て辞めて何人も変わったけど、もう作り手がこの裏はないき、僕としてもめ いっちゅうけど。
議 長	まあ、道の無いそういうところですよ。 他に何かありませんかね。 ごめん、申請番号４番、これ何と読む。法人か何かにしちゅうろうけど。
事 務 局	外国人。
議 長	農家創設やきよね、農業しやあせんがやろう。
事 務 局	そうですね
議 長	へえー、■■■■■■■■■■、上分の辺にも■■■■■■■■■■にもなんぼでもここまで来い でもあると思うけどね。 まあ、そういうことです。 他に何かありませんかね。今月は受贈、贈与が結構ありますし、まあ、■■■■■■■■■■ の人ですので、もう帰る見込みが無い、意思が無ければですね、知り合いの人に 贈与するとかいうふうなことになって、こういうことになってるのと思いま す。
委員（８番）	４番なんかは金額出ちやあせんけど。
議 長	贈与やき、タダよ。 こりゃあ、■■■■■■■■■■、俺と同級のはずじゃが。奥さんと街の方で家建てて生

活しよって、 いうかな、あそこのもうちょっと北の方の入ったところで昔火事騒ぎがあったところのはずや。もうけんど、本人も週に3回、透析、そういう状況になっちゅうき、たぶんようせんというような話はしよった。

他に何かありませんか。

-----質 疑 な し -----

議 長 格段無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

-----異 議 な し -----

議 長 はい、それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてですが、賛成の方の挙手をお願いします。

-----全 員 挙 手 -----

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
それでは続きまして、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の許可の取消についてお願いします。

事 務 局 報告第2号 農地法第3条の許可取消について報告いたします。
1番、申請地は土佐山田町中野字義丁593番1、地目は田、面積は1,505㎡、外3筆、計4筆で合計5,459㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、取消理由は譲受人の事情によるものです、権利は所有権移転売買、許可日は令和6年9月5日です。

2番、申請地は土佐山田町岩次字大リョウ26番、地目は田、面積は578㎡、外3筆、計4筆で合計2,581㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、取消理由は譲受人の事情によるものです、権利は所有権移転売買、許可日は令和6年9月5日です。以上です。

議 長 はい、有難うございました。議案第2号につきましても質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんか。

-----質 疑 な し -----

議 長 格段無いようですが、譲受人の理由ということよね。譲受人。

事 務 局 そうです。

議 長 譲受人の理由にして譲受人が2人ですよ。譲渡人の理由なら一人やき、わかるけど、二人共がいかなげ、そんなあるかなあというふうな思いをするけんど、そりゃあまあ、いろいろ理由もあるろうき、理由があつてこうなっちゅうろうと思うけれども、あまり追究は出来ないというふうな思いはあります。
すいません、他に何かありませんか。

-----質 疑 な し -----

議 長 格段無いようですので採決に入りたいが、構いませんかね。

-----異 議 な し -----

議長 はい、それでは議案第2号農地法第3条の規定による許可の取消について賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして議案第3号非農地証明願いについての説明をお願いします。

事務局 議案第3号 非農地証明願いについて説明致します。

1番、申請地は土佐山田町大平字上ミヤシキ530番、地目は畑、面積は19㎡、外1筆、計2筆で合計面積68㎡、利用状況は駐車場・原野、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は藤原委員で資料は9です。

2番、申請地は土佐山田町字三ツ又1062番26、地目は田、面積は281㎡、利用状況は宅地、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は西岡委員で資料は10です。以上です。

議長 説明が終わりましたので、補足説明、藤原さんをお願いします。

委員(4番) これから説明させていただきます。資料9の写真を見ていただきたいと思います。たぶん、隣の太平地区なんですけど、太平の道路を上がって右手の方の山の裾の方の細い道をずっと上がっていったところのほとんど突き当りのところにあるところの畑というか藪というか、その状態のところ、そこの人、世話しちゃう方から話があってそこの人所有者は[]さんになってるんですけど、この人から委託を受けた方が色々お世話をされていて一緒に説明を受けて見てきました。写真の通り、農地には出来というか、農地にはならないようなところですので非農地に問題ないと思われます。以上です。

議長 はい、有難うございました。2番については西岡委員になってますが、今日欠席よね。何か文書か何かもろうちゅう。ない。

資料でいくとですね、写真は10-1、2、場所的に言うと警察の方にある、北へ行く跨線橋がありますが、あの跨線橋が写真の下段、2の、1の下段の写真でですね、この右の方に、ちょっと右の方にあるのが、跨線橋、それからその下にあるのが、斜めにこう45°ばあの角度にいつちゅうのがセントラルです。それでこの家についてはですね、私も詳しいことは知りませんが、[]さんの家というのはですね、航空写真じゃない、上側の写真の1062の26のちょっと左の方へ行くと中組と赤で書いたところがありますが、その上に[]という家があります。ここが自宅です。このお家はどのようないきさつでもったったかは知りません。前からあることは知ってましたけれども、現在住みやあせんような状況ですので、非農地証明にして、もし売買をするやったらですね、非農地証明で農地から外さなあいかんということもあってのことかそこは知りませんが、申請が出てきちゃうと思います。ここもうずいぶん前から住んでないやないろうかというふうに思いますけど。西岡君ちょっとわかると思いますけど、今日欠席ですので、何も報告がありませんので、私の説明では不十分やと思いますけど、そういう感じで何年前からとかいう、昭和43年頃に住宅を新築って書いてますけど、15年以上経ったので問題が無いと思いますんで、格段問題無いと思いますので、私の方から補足説明をさせていただいて、皆さん方からご質問があれば受けたいと思いますが、何かありませんかね。

——質疑なし——

議長 格段無かったらですね、格段無いようですので採決に入りたいと思いますが、

ご異議ございませんか。

——異 議 な し ——

議 長 それでは議案第3号非農地証明願いについて、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——全 員 挙 手 ——

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。それでは続きまして議案第4号農地法第18条第6項解約通知報告についての説明をお願いします。

事 務 局 報告第4号 農地法第18条第6項解約通知報告についてです。
報告案件は1件となっていますのでよろしく願いいたします。
1番、申請地は土佐山田町山田の農地3筆で合計面積3,365㎡、貸人及び借人、申込日、成立日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。以上です。

議 長 はい、議案第4号農地法第18条第6項解約通知報告の説明がありました。ただ今より質疑を行いたいと思いますが、何かご質問ありませんかね。
たぶんこの土地を持っておる人は、■■■■さんと言われますけども、■■■■の方々に今住んでおります、ということでお父さんとか誰かから相続を受けたものを持っとったということで貸してあったものを今度返してもらうということで合意解約で売買のためっていうことですので、■■■■におる■■■■さんが誰か第三者に売却をされるということで解約をするものと思いますので、皆さん方からご質問があれば受けたいと思います。格段ありませんか。

——質 疑 な し ——

議 長 はい、無いようですので採決に入りたいと思います。
それでは議案第4号農地法第18条第6項解約通知報告についての原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——全 員 挙 手 ——

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。続きまして議案第5号農地法第5条の規定による届出についての報告ですが、説明をお願いします。

事 務 局 報告第5号 農地法第5条届出報告についてです。
報告案件は2件となっていますのでよろしく願いいたします。
1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町旭町の農地1筆で、面積は162㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は11です。
2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町旭町の農地1筆で、面積は165㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は12です。
以上です

議 長 はい、有難うございました。議案第5号のですね、農地法第5条の規定による届出の報告ですが、この件につきまして質疑を行いたいと思います。ご質問ありませんか。

ここは市街化区域内のことですので農地で残っておったということであろうと思いますが、それを農地から外したいという思いがあって今度宅地にしてですね、駐車場というふうなことになってます。何かご質問はありませんか。

——質疑なし——

議長 無ければこの件につきましては、報告案件ですので報告のみとさせていただきます。

続きまして議案第6号香美市農用地利用集積計画についての諮問案件ですが、説明をお願いします。

事務局 はい、議案第6号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を致します。

まずは、農業公社による中間管理事業になります。

1番、土佐山田町岩次と神通寺の農地4筆、合計2,924㎡を[]さんから高知県農業公社が借り受けます。この後、[]さんが借り受け、水稻を栽培します。資料は13です。

2番、土佐山田町松本の農地5筆、合計3,277㎡を[]さんから高知県農業公社が借り受けます。この後、[]さんが借り受け、水稻を栽培します。資料は14です。

続いて、通常の貸借権になります。

3番、土佐山田町植の農地、2,193㎡を[]さんが借り受け、水稻を栽培します。資料は15です。

4番、土佐山田町戸板島の農地2筆、合計4,408㎡を[]さんが借り受け、生姜、桑を栽培します。資料は16です。

5番、土佐山田町山田の農地2筆、合計3,209㎡を[]さんが借り受け、水稻、ショウガを栽培します。資料は17です。

6番、土佐山田町山田の農地2筆、合計985㎡を5番と同じ[]さんが借り受け、生姜を栽培します。資料は18です。

7番、土佐山田町山田の農地、762㎡を5番、6番と同じ[]さんが借り受け、生姜を栽培します。資料は19です。

8番、土佐山田町山田の農地、4,548㎡を5番、6番、7番と同じ[]さんが借り受け、生姜を栽培します。資料は20です。

9番、土佐山田町町田の農地、2,060㎡を[]さんが借り受け、水稻を栽培します。資料は21です。

10番、香北町美良布の農地2筆、合計1,788㎡を[]さんが借り受け、ニラを栽培します。資料は22です。以上です。

議長 はい、議案6号のですね、香美市農用地利用集積計画について説明が終わりました。関係をする[]君が出席をしておりますので[]君の案件をですね、先に済ませたいと思いますのでよろしくお願いします。

——[]委員退席——

議長 それでは申請番号3番の貸手人が[]さん、借り手人が[]君の案件について質疑を行いたいと思いますが、何かご質問ありませんか。

——質疑なし——

議長 格段無いようですので採決に入りたいと思いますが、賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。

——— 委員入席 ———

議 長 ■■■君に報告をします。全員が賛同してくれましたので有効に使っていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

それではその他の件について、全ての件についてですね、質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

——— 質 疑 な し ———

議 長 議案第6号について格段質疑が無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

——— 異 議 な し ———

議 長 はい、それでは議案第6号香美市農用地利用集積計画についての諮問であります、原案通り賛成の方は挙手をお願いします。

——— 全 員 挙 手 ———

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
それでは引き続いて議案第7号のその他の件についてですね、事務局より説明をお願いをしたいと思います。

事 務 局 はい、それではその他の件ということですが、1件ちょっとご意見ということで武内推進委員さんからちょっとお話いただいておりますのでお願いします。

推 進 委 員
(10 番) 農地パトロールの10月10日に現地確認を行って場所、その場所が10年同じところに行ってもう山側の所ですので、もう元へ戻すことが不可能という場所が多いです。そんなところを見に行っても、こりゃあ、もう時間の無駄じゃないかと言うて小松委員さんもその話が出まして、今日のことでちょっと期間っていうのがお、設けたらどうじゃおかって言うて、もちろんこれは平地とか場所の特定も色々あると思いますけど、現地を見てこりゃあ、もう元に戻らん、戻りそうにないっていうところは仮に5年、期間が仮に5年を過ぎたもんは1回そこで確認をするとか、そんなふうにしたらどうじゃおかっていう話が出まして私もそりゃあ、そう思いまして今回この1件皆に聞いてもらってくれとどうしてもここは現地を見てここはたぶん無理じゃおねえって話になったら、またそれで、そんなことはいかんいかん、そりゃあもうずっと見なあいかんという話になればそれはまた別ですけど。なぜこんなことになったと言うたらこの間もちょっと議会の報告の中にも問いの中にも依光議員さんの方からも放棄地とか転用違反とか、それは農地パトロールで見えてやって、してもらってるという報告がありましたので、そんな山の小松さんも山を見るよりはやっぱり農地パトロールはずっと現地を廻うてここはあんなものがある、ここがそうじゃねえて言うて、見て回った方がよいのかと、そういう話がありまして今回そののを、意見を聞いてくれという話をしたのでこののを皆さんに一定期間おいたらどうしようかっていうのがを質問させていただきました。

議 長 はい、有難うございます。事務局の方からは事前に文書が来ちゃったがやあ、ちょっと打ち合わせしちった。

事 務 局 文書ではないんですけど、口頭で。

議 長 口頭で、はいはい、若干打ち合わせはしてない。

事務局

ちょっと話はしたはしたんですが。

一応農地法の中にですね、その耕作義務というのが決められてまして適正管理をなささいというものがある以上、その耕作放棄地になってるということをわかってる土地については年に1回確認はしていくというのがルールで今もやっています。現にしばらく耕作してのうて、こりゃあできんろうというところもですね、実は突然刈ってやりだしたところとかもありまして、年1回のその確認という中では、例えば農振から外れるとか非農地証明もらうとかそういうような手続きを本人がせん限りは一旦は見るということは必要になってくるかとは思いますが。それが仮に耕作放棄地のままがほとんどですけど、それはそれでまた報告するということになっています。以上です。

推進委員
(11番)
議長

すいません。

はいはい。マイクいっちゅう、そっちへ。

推進委員
(11番)

それに関してですけど、ずいぶん前ですけど、パトロールした結果どうゆうふうにしゅうって言うたら一応文書で通知はしゅう言うて、昔は聞きました。最近はそれ、してないでしょう。

事務局

説明致します。文書は出しています。意向調査っていうのを出しています。ただし全筆じゃなくって、と言いますか、一旦文書を出して機構を使いたい、機構の貸し付けを希望するということが出てきますけれども、意向調査の中にそれを出された方についてはそれ以降出しておりません。ただし、判定がA判定B判定というのがあるがですよ。A判定の中で仮に去年、今年くらいまではきれいやったけれどもまた再発した、そういう場合はまた文書を出しています。意向調査っていうのを全筆じゃあないです。先程武内さんのここでもうやったらどうやろうって話ありますけれどもこれパトロールの要綱っていうのは委員会が定めたものじゃないがですよ。その中で基本は全筆状況、香美管内で6万全筆調査、筆数で言うたら6万これを要綱上でいけばそれを全部回らんないかんのよ。本来は、けどそれも不可能やろうし、私が受け継いだ時からその時の時点で上がっておるものそれからリストに上がっておるもの、それと回ってくる中で2年位経っても全然買い手がないよというところを取り上げたりいうことはしています。何年経っても同じっていうB判定っていう過去にしちゅう分があるがです。それは事務局の方の台帳の方にBっていうのが出てますけどもその中で明らかに山林化して何年行っても同じというところはまず見る必要はないです。ただしリストからは消えません。一旦上がった以上は。県へ出す報告の中ではそれをいつ見ましたという確認日を入れて提出するようになってますので。山林化して明らかにここはっていうところはちょっと抜かしてもいいと思います。ただし、ずっとじゃなくってたまにはちょっと見に行ってもらうとかしてもらった方がいいと思いますけども。香北・物部はおそらくないと思いますけど、山田の中には既に自分が受け継いだ時からB判定されておってある日突然ですね、そこはもう10m位の本々がもう林になってました。突然伐採して農地に戻ってました。そういう場合もあるし、逆に2〜3年前まではあたって作ってもらいよったところがその人に返されて現在草ぼうぼうというところもありますので、出来るだけ回っていただきたい、ただし、もう何年も経って雑木等が生えてここはというところは抜かして貰ってもかまんと思います。

委員

わかりました。

事務局

他にご意見とか。

委員（６番）	すいません、農地をパトロールをしようって私が作っとなのが急に出てきたのはどういうわけかなと思って。その土地が急にでてきた、この前まいよって。
議 長	出てきたとは。耕作放棄地ででてきたわけ。
委員（６番）	そうそう。
議 長	で、今までは。
委員（６番）	ずっと作ってます。 ネギを作りよって、ずっと作りゆうやけど、それが急にでてきたからどうか なあと思って。
事 務 局	おそらく、そこはあたっちゅうところですかね。おそらくその所有者昔は荒 れかけよってその時点で一旦、リストに上げちゅうと思います。リスト見に行 ってみんと何年に上げちゅうかいうのをリスト見たらわかりますので、上げた 時にこうこうっていう話がいった時に翌年から作り出してそれはリストにず っと残りますので、先程申したように。リストから外れるというのは非農地にな るとか転用されて農地で無くなればリストから外れます。そうでないとリス トからずっと残りますので、ありゃここはどうして放棄地じゃないのにつて言 われてもそれ以前おそらく何らかの形で耕作放棄地状態になっておったんじゃ ないかというふうに推測はされます。
委員（６番）	いやけど５～６年ずっと何もなかったですよ。
事 務 局	文書か何か来たがです。
委員（６番）	放棄地では無かったよ
事 務 局	それはわかりますよ。随分昔ですよ。
委員（６番）	いやあ、そこはわからん。
事 務 局	21年位から始めったんでしょね、これが、平成の、その時にはそういう状 態であって一旦リストに上がったんです。上がればもうそれが消えることがな いんで。
議 長	けど今までこざったっていうがよね、急にきたって
委員（６番）	そう今まで見に行つてなかったから、ずっと行きよって。
推 進 委 員 （１０ 番）	それはおかしいでね、作りだしたらもう それが私の美良布の地区でも放棄地というかなったところを耕作し出した らもう見るにようばんていうことでそこは除けて、何箇所も除けたというこ ろがありますが。そんなところもやっばり、載っちゅう、また見に行かなあいか んが。
事 務 局	リストにある以上は見に行つてます。
委 員 （１０ 番）	もうこの４～５年。
事 務 局	自分も今９年目お世話になってますけど、その当時から作りよっても一旦

	上がってた分については見に行っ確認をします。写真も撮って、先程申し上げた、それがしておってころっと当たっておった者が辞めて当たりよらなくなって急にまた再発するとか、後まあ病気で作ってなくて、もう草ぼうぼうなってる、そういう場合がありますので、リストにある以上は先程申したようにB判定については抜かしてもえいかもわかりません。A判定については必ず見に行っております。
推進委員 (10番)	前行きよった場所から3箇所くらいは今見に行っていないですけど、それはまたあとでまた、そういうところもあらあね。
議長	武内さん、今はほんなら現状はどうなっちゃうが、これ。
推進委員 (10番)	今の現状は、一箇所は太陽光発電。
議長	そりゃあもう外しちゃうろうが。
推進委員 (10番)	それからもう1つは、あっこは資材置場
議長	資材置場。
推進委員 (10番)	うん、入った時には10、全員が行ってましたきね、1人やのうて、2人やのうて、委員さん全員でずっと回ってましたんで。その時分から皆が見てそういう判断してましたけどね。
議長	そのけど、資材置場になっちゃうところは申請をされてちゃんとしちゃうが。
事務局	そういうふうになって農地じゃ無くなる、登記から農地じゃ無くなる場合は外してかまんがです。
推進委員 (10番)	ただあのう田を作りゆう、放棄地から田を作りゆう所はそのまま、今現在田を作ってます。
事務局	今は作ってますけど、いつどうなるかわからんですので。
推進委員 (10番)	それもけんど2〜3年全然見に行っていないところもありますが。 見なあいかんいうたら全部見なあいかんじゃないろうか。
事務局	全部見なあいかん言うたらその通りながですよ。全筆見ろですき、基本的には。農地じゃないものになっちゃうもんについてはですよね、申請をしないと言うのが国の法律ですき、そうなった場合にはその対象からのくつていうことですね。本来はその山林になっちゃう部分についても土地の所有者は現況変わっちゃったら申請をせんといかんわけですけど、それをしてないということです。
推進委員 (10番)	■さんもそこ行っただけです。5年以上過ぎて全然手付かずのところは、もうそういう非農地とか手続きをしていったらどうでそういうものながもやっていったらどうじゃおかっていう話になって、あれ、恒石さん、そういう話をあの時も出ましたわね。岩改の1番上の初め見に行っ山の上、恒石さん、見ましたわね、もうあっからはどうやっても何ともならんという状況ですきね、その時に3人で話をしたところがそういうところですね。
事務局	本来はまあ、土地の所有者がその手続きをせんと本来は農地から外れんわけ

なんで、そりゃあ、なかなかもう後継者もおらんとかももう年がいったきょうせんとかいう人も現実はおるのはわかりますけど、法律上はやっぱりその農地じゃないなった場合にはきちっと非農地証明なり、転用しなさいというのが国のたてりですし、現状にあわんところはあるんですけど、一応そのルールにはうちも則ってはやらんといかんというところでちょっと食い違いが出ちゃうがやろうと思います。

議長 あのを、この問題についてはですね、最近とやかく言われませんが、4～5年前位までは農業委員会でその5年も6年も耕作放棄地になっちゅうところは農地から外せるという制度があつてですね、農業委員会が独自に外すというふうな扱いをしゅう委員会も全国にはあるがですよ。そういうのが農業新聞何かによく出てましたけど、高知県は今のところまだそういうことを取り組んでない。武内さんが言われるようなことはですね、極端な話、香美市の農業委員会はそうするでとここで決めてよね、5年も農地パトロール行ってもそこもずっと耕作放棄地になっちゅうところはもう農地から外せというふうなことはやろうと思ったら出来ると思います。

事務局 ただ登記ができないんですよ。

議長 はいはい、けど、農業委員会が言われるように我々が何回見に行ったち、同じところまで行く必要がありますかっていうところよね。それやったら委員会としてはそこは外しちようやということは委員会の中で話し合いをすればできる。

事務局 あのを農振は外すことはできるがですよ。

議長 うん。

事務局 農振を外すことはできるけど、勝手にうちが農地っていう地目を山林にすることはできん。

議長 それはできん。けど耕作放棄地っていうことで非農地ってことよね。農振農振言われても香北らあ農振入ってないきね。扱わないろう、農振扱い。

事務局 農振扱いっていうか、今もやってますけど、明らかに山林になっちゅうところを農振、今除けゆうがですよ。

議長 農振からね。

事務局 それは行政からできます。明らかに武内さんが言いゆう通り山林になっちゅうき、そんなもん、作れるわけないろうがっていうのが確かにあって、今それを農林の方で除けゆうがですよ。それはうちで出来るんですけど、その土地の地目を変えるということが公では出来んのでそれを、課税上変えることは可能ですけど。

推進委員 見に行くのは外したらどうじゃおか

(10番)

事務局 見に行くのだけを。

推進委員 それで別のところを見に行ったらどうじゃおかって、そういう話じゃき。

(10番)

議長 けど、そのほら別のところで見に行かなあいかんところがあるんやったらよ

	ね、そりゃあ組み入れてもろうて見に行ってもらうってことは出来るとおもいますよ。けど、明らかに何年行っても一緒やいか、もう山になっちゃうやいかってことは確かに。
事 務 局	そりゃあ確かにありますよ。山田でもいっぱいあります。
議 長	いやほんで、私が言うのは農業委員会が独自でですね、農業委員会が判断してあそこからは農地としては外せということはやってる農業委員会ありますよ、全国で。
推 進 委 員 (10 番)	そこを止めて、見に行くのももう止めたらどうじゃおかつて、意味がないき、ほんとに山じゃきね、そこ。
事 務 局	ただ農地パトロールをしゅうていうことにはせんといかんですきね。
議 長	それは地区の中で決めてもらわんとよ、こっちからは行くにようばんとかなかなか言えんきね。 地区の人がみんながよ香北のね、北、南。中とかいうふうに分けてよ分け方勝手やけど、その何人かの人によね、もうあそこは見に行っても意味ないぜとかいうふうなところは外すことは事務局と一緒に話してかまんと思うけどね。 その話がこれから先、若干詰めていかなあいかんろうかと思ひます。
事 務 局	その農地パトロールをしゅうていうことを出さんといかんがです。そこがなかなか難しいがです。委員さんと一緒に行って見てきましたという報告をしゅうんで、そこで外しづらいところがあるがです。その言いゆうことは全然分かつちゅうがですけど、何年やってもこれ一緒やねん。見に行くにようばんろうがって、そりゃあその通りやと思いますけど、一応その農地として残っちゃう以上そのここも一応見に行ったという記録は残さんといかんき、そこながです。ほんでその農地パトロール自体がその委員さんと一緒に同行してやるのが農地パトロールなんで、そこを除けえっていうことやったら農地パトロール以外で職員だけで見に行きゅうていうのでええかどうかというのをです。またちよっとそこも考えてみなあいかんるがですけど、そうなると。 なかなかたてりの話がありますき、そこがなかなか難しいところがあつてです。ね。 全筆調査ってことを踏まえれば、その新しい土地のリストの手配が結構難しく、じゃあ1回決めたら二度と動かさのかつていう話は難しいところなんですけど。1つの計画を立ててやる時になかなか現実問題そりゃあ全部見れたらすごいんですけど、そんなことはできんつていうところと実際今耕作で来てるからもう見んでも大丈夫やおつていうところがあつてもです。ね、そのある時点で荒れてたとか登録された状況があつたらです。ね、その後の経過を見るということでは見に行った時には耕作できてるからそれはそれでよしということがあつてもです。ね、パトロールしては荒らしてる荒らしてない関わらず農地を見るという観点のところでは、やってまして荒れてるところもあれば今は管理されてるところも含めてパトロールの中の土地とさせてもらってます。
委員 (6 番)	急に出てきたき、1年、おととしも、5年ばあずつとやつとるんやけど、急に今年出てきたき、ほんで何でやろうと思つてそれがわからん。
推 進 委 員 (14 番)	すいません。
議 長	はい、どうぞ。

委員
(14 番)

実はね、山川の山の方、それから香北町、それから物部町改革制度食糧難ね、それで昭和 26 年頃かな、27・8 年頃か食料問題解決するために開拓を作ってますよね。その土地がそうとうかがあるんですよ。自分がいつも考えるのはその各町村がこの地籍のことにになりますけども地籍の調査をやったら、地目も何にも所有権は変わりませんけど、全て変わっていくがです。ですから、私としてはその地籍調査を各町村が早く市の方へ完了するように持っていつてもらいたい。そうしたらその問題も解決していくわけです。

議長

はいはい、有難うございました。地籍調査をすればですね、境界とかもわかりますし、それからその土地が仮に農地であつたり、田、畑であっても現況山林になつちゅう場合には本人の同意は要りますけど、もうここはよう作らんき、山林にしてって言えばですね、もう地目は山林にすぐ変わりますよね。経費もいらずに手続き的なこともいらずにできますので、言われるように国土調査の調査で地籍調査を全てやればそういうことの問題がだいぶ減ってくるという思いもします。是非ともこのことについても香美市になって合併をしてからですね、どんなふうな進め方をされゆうか知りませんけど、私も自分は祖父の時代から佐岡の有谷いうくから出てきてます。そんな関係で有谷、佐竹はですね、地籍調査をしてですね、私も現場へ行きました。行っても何にもわかりません。昔からのちょっと古い人がここが境やった、ここが境やったということで切り図で見てですね、ここですか、あつてですかって言うて印を打ったりしてですね、やりましたけど、二度と行ってもたぶん分からんじゃないかなあとthinkもしますけど、それをすればですね、私の土地なんかも昔は畑やったというふうに聞いてます。この辺には木も 1 本も無かったとほんで今になったら、直径 20cm か 30cm の雑木そして杉、檜小木植えちゅうくもありますけど昔は全て芋を作りらしいですね、畑で、食糧難の時には木らあ 1 本も無かったでって言われるけど、そんなもん言われても想像はつきません。たぶん 60 年以上前の話ですき。そういうことですので地籍調査をすることが、進んで行くことがひとつの解決にもなろうかと思しますので、その方法をですねどんどん進めていただくなり、また武内さんから言われよつたように地域の何人かで地域の人で話をしてあそこへ行ってももうそらあ意味がないという思いもあるかも分からんけど、一応農業委員会では全筆現況を調査せなあいかんいうふうなことがあるらしいですので、出来る限り事務局の方でもですね、もう行くによつばんところは行かずに済ませるような方向を取っていただいでですね、年に 1 回のパトロールは是非とも行ってほしいし、行い方についてもですね、簡単に出来るような方向に進めていきたいというふうに思しますので、またその実状、話を聞かせていただいでですね、また今後の参考にしたいと思しますのでよろしくお願いをしたいと思ひます。

外に何かありませんか。武内さん不十分な事やけど。

推進委員
(10 番)

わかりました。

議長

まあそういうことでお願いします。

事務局

またちょっと考えてみますき。

議長

意見としてはね、大変ありがたいご意見で前向きに進んで変えていかなあいかんという思いがありますのでよろしくお願いします。

推進委員
(10 番)

小松委員さんからも話があると思ひますので。

議長

はい。

他にあれば受けたいと思ひますが、何かありませんかね。無ければですね、

応3時をめぐりに市長との話し合いを持つことにしています。すいませんが、引き続いてですね、今日の農地利用最適化推進意見交換会を行って、ちょっと小休をして3時になってますが、市長が早く来ていただければ市長が到着次第早く開催したいと思いますのでよろしくお願いします。

閉会 (14時38分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長 原 心一 (原)

署名人 竹平 豊久 (竹平)

署名人 森田 良彦 (森田)